

肝炎治療受給者証の更新手続きを行う皆様へ

B型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療については、肝炎専門医療機関の医師が治療継続が必要と認める場合は肝炎治療受給者証の更新申請を行うことができます。

治療の継続が必要な方は、次の書類に必要事項を記入の上、**最寄りの保健所（裏面参照）へ**更新申請の手続きをしてください。（保健所への郵送申請も可能です。）

1 更新申請に必要な書類

	書類	備考
①	肝炎治療受給者証交付申請書	同封
②	核酸アナログ製剤治療更新診断書(※1) 又は 直近の認定時（肝炎治療受給者証の交付日）以降の 「検査内容が分かる資料(※2)」 ＋ 「治療内容が分かる資料(※3)」	(※1)肝炎一次専門医療機関の医師による記載が必要。 ※2と※3のみでも更新可能 （※1又は※2省略は下記参照）。診断書様式をご利用の場合は、保健所窓口にお尋ねいただくか、県ホームページに掲載しております。 (※2)検査結果報告書など。HBs抗原、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNA定量、AST(GOT)、ALT(GPT)、血小板数(PLT)の計7項目の検査結果は必須。 (※3)お薬手帳、薬の説明書、薬剤情報提供書、調剤明細書などの写し。
③	世帯全員の住民票	続柄が記載されたもの、発行日3ヶ月以内に限る。
④	世帯全員の最新の市町村民税課税証明書	市町村民税の所得割課税年額のわかるもの 乳幼児や義務教育期間の年齢の方を除く。
⑤	医療保険の加入関係の確認ができる書類	以下のうち、いずれかの書類をご提出ください。 ・申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「 資格情報のお知らせ 」若しくは「 資格確認証 」 ・マイナポータルからアクセスできる医療保険の「 資格情報画面 」 ※経過措置として、令和6年12月1日時点で発行されている現行の健康保険証については、最大1年間従来どおり使用することが可能であることから、それまでの間は、住所や負担割合等に変更がない限り、健康保険証を使用することができます。
⑥	市町村民税合算対象除外申告書 (該当がある方のみ)	申告書は保健所で配布。 世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上で、世帯の中に次の要件(ア～イ)の両方に該当される方がおられる場合は、申請に基づいて、市町村民税額（所得割）の合算対象から除外することができます。 ア 申請者及び申請者の配偶者以外である方。 イ 申請者及びその配偶者との関係において、相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない方。
⑦	現在お持ちの肝炎治療受給者証	窓口申請の場合のみ。 (ただし、郵送の方でも、肝炎治療受給者証交付申請書の「保険医療機関及び保険薬局」欄で、「手元の受給者証と同じ医療機関・薬局の場合」に該当し、チェックされた場合は、 <u>肝炎治療受給者証の写しが必要となります。</u>)

（裏面もあります）

◎ 診断書等（上記②の※1又は※2）の省略について

【診断書（※1）】 又は 【検査内容が分かる資料（※2）】 + 【治療内容が分かる資料（※3）】
 の書類は、一度、当該書類を提出し認定されていれば、その後2回（翌年と翌々年）まで
【治療内容が分かる資料（※3）】のみで更新することが可能です。

※ お持ちの受給者証の下部に 次回 更新時
簡略化 可 の赤印 → **※1、※2の省略が可能です。**

※ お持ちの受給者証の下部に 次回 更新時
簡略化 不可 の赤印 → **省略はできません。**

2 更新申請の期限は、現在お持ちの受給者証の有効期限の末日（末日が休日（土曜日・日曜日・祝日）の場合は、休前日の開庁日）までですが、早めの申請をお願いします。**期限を過ぎてしまうと、「新規申請」となります。**

申請書を受理して受給者証を送付するまで約1か月かかります。書類に不備があるとさらに期間がかかりますので、お早めに申請をお願いします。

3 階層区分に応じた1か月当たりの自己負担限度額は次の表のとおりです。

階層区分		自己負担限度額（月額）
甲	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の場合	10,000円

4 更新申請の手続きに関するお問い合わせ先

岡山県疾病感染症対策課感染症対策班（086-226-7331）又は最寄りの保健所・支所（下記5）

5 更新申請の受付窓口（保健所・支所）一覧

申請者の住所	保健所・支所名	郵便番号	所在地	電話番号
岡山市	岡山市保健所	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1290
倉敷市	倉敷市保健所	710-0834	倉敷市笹沖170	086-434-9810
	児島保健推進室	711-8565	倉敷市児島小川町3681-3	086-473-4371
	玉島保健推進室	713-8565	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	086-522-8113
	水島保健推進室	712-8565	倉敷市水島北幸町1-1	086-446-1115
	真備保健推進室	710-1398	倉敷市真備町箭田1141-1	0866-98-5111
玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	備前保健所	703-8278	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3943
備前市、赤磐市、和気町	備前保健所 東備支所	709-0492	和気町和気487-2	0869-92-5180
総社市、早島町	備中保健所	710-8530	倉敷市羽島1083	086-434-7024
笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	備中保健所 井笠支所	714-8502	笠岡市六番町2-5	0865-69-1675
高梁市	備北保健所	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2836

（裏面もあります）

新見市	備北保健所 新見支所	718-8550	新見市高尾2400	0867-72-5691
真庭市、新庄村	真庭保健所	717-8501	真庭市勝山591	0867-44-2990
津山市、鏡野町、久米南町、美咲町	美作保健所	708-0051	津山市椿高下114	0868-23-0163
美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	美作保健所 勝英支所	707-8585	美作市入田291-2	0868-73-4054

※更新申請書を郵送される場合は、宛先の保健所名の後に「肝炎担当」と記載してください。

(例：宛先) ○○保健所 肝炎担当